

令和 7 年 8 月 3 1 日執行
山添村長選挙
公費負担の手引き

選挙運動用自動車の使用

選挙運動用ポスターの作成

選挙運動用ビラの作成

山添村選挙管理委員会

はじめに

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、山添村議会議員及び山添村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき公費負担制度を適用します。

この手引は、令和7年8月31日執行予定の山添村長選挙において公費負担を受けようとする場合、候補者と契約の相手方等が行わなければならない手続き等について記述したものです。

目 次

1	公費負担制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	公費負担の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	対象となる候補者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	公費負担の対象とその限度額について・・・・・・・・	2
5	公費負担の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	選挙運動用自動車の使用の公営負担	
	（1）ハイヤー契約・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（2）個別契約・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	i．選挙運動用自動車の借入れ・・・・・・・・	5
	ii．選挙運動用自動車の運転手の雇用・・・・・・・・	5
	iii．選挙運動用自動車の燃料の供給・・・・・・・・	7
7	選挙運動用ビラの作成の公営負担・・・・・・・・	8
8	選挙運動用ポスターの作成の公費負担・・・・・・・・	9
	《参考資料》公費負担契約の印紙税法適用について・・・・・・・・	11

様式集

様式記載例

1 公費負担制度とは

この制度は、候補者の選挙運動に必要な経費の負担を軽減し、立候補の機会均等を図ることを目的に設けられた制度で、候補者と契約業者等との間で交わされた有償契約について、供託物が没収されない候補者に限り、村が契約業者等に条例で定められた限度額の範囲内の額を直接支払う制度です。

2 公費負担の種類

公費負担制度の対象となるものは次の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

公費負担制度の対象となる候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、すべて自己負担になります。

(参考) 村長選挙における供託物の没収点は次の計算式により求められます。

$$\text{有効投票数} \times 1 / 10$$

4 公費負担の対象とその限度額について

	公費負担の対象		公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用	① ハイヤー契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）		各日について 64,500円 5日分計 322,500円	
	② 個別契約	ア 自動車借入れ契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る。）	各日について 15,800円 5日分計 79,000円	契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。
		イ 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	5日分計 37,800円（無投票の場合） 告示日分 7,560円	
		ウ 運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日については1人に限る。）	各日について 12,500円 5日分計 62,500円	
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（右に示した枚数限度以内）を乗じた金額		作成単価 8円38銭／枚 作成枚数 5,000枚（届け出た2種類以内） 【限度額】 8.38円 × 5,000枚 = 41,900円	
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（選挙区内のポスター掲示場数を超える場合は、当該ポスター掲示場の数）を乗じた金額		作成単価 316,250円+586円88銭×ポスター掲示場数 ポスター掲示場数 （掲示場数41箇所の場合）・・・単価8,300円 【限度額】 8,300円 × 41箇所 = 340,300円	

※無投票となった場合の取扱い

1. 選挙運動用自動車の使用について、ハイヤー契約（①）、個別契約の自動車の借入れ（②ア）及び運転手の雇用（②ウ）は告示日1日分の金額が、燃料供給（②イ）は、告示日1日の使用分が、公費負担の対象となります。
2. 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成については、投票の有無にかかわらず、作成費が公費負担の対象となります。

5 公費負担の概要

(1) 有償契約の締結

公費負担を受けるためには、候補者は条例で定める契約業者等と有償契約を締結し、選挙管理委員会に届出なければなりません。

なお、無償の場合は、公費負担の対象となりません。

(2) 公費負担金額の範囲

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について、それぞれ条例で公費負担の限度額が定められています。この限度額を超える額については、公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担の対象となります。

(3) 公費負担を受けるための手続き

公費負担が適用される場合は、村長は業者等からの請求に基づき、公費負担の限度額の範囲内の金額を支払うこととなりますが、この経費の支払いには、一定の書類が必要です。次頁以降をご確認の上、必要な手続きを行ってください。

(4) 公費負担の適用範囲

公費負担を受けるためには、供託物を没収されないことが条件になります。

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」といいます。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、このほか、候補者が当該候補者たることを辞した場合等も没収されます。（法第93条）

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票の総数} \times \frac{1}{10}$$

<参考>

例えば、有効投票総数が3,000票の場合は、上記の計算式で計算すると供託物没収点は300票になります。

（注）供託物没収点は、有効投票数により変わりますので、上記の供託物没収点はあくまでも参考としてください。

6. 選挙運動用自動車の使用の公費負担

契約の形態には、ハイヤー契約、個別契約の2とおりあります。

同じ日に両方の契約をする場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が公費負担の対象となります。

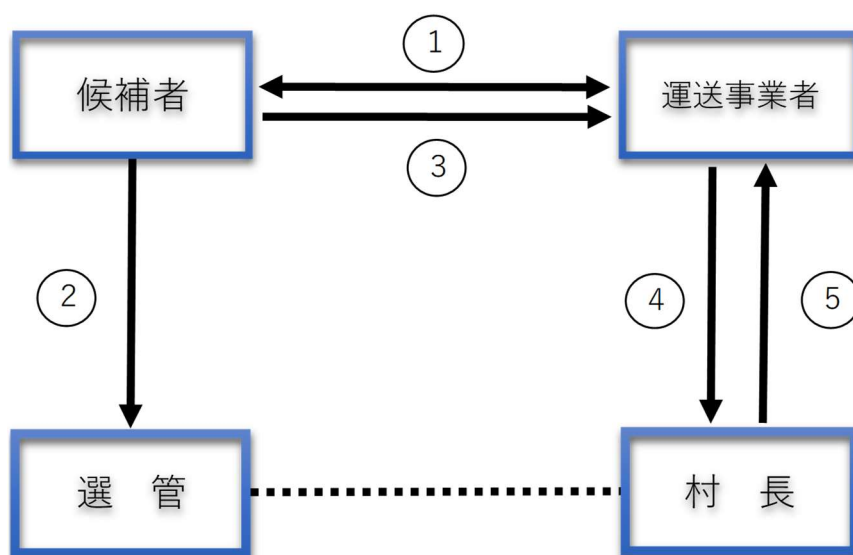
また、いずれの契約についても実際に選挙運動用として使用した自動車についてのみ公費負担の対象となるため、無投票の場合には、告示日1日分の経費が公費負担の対象となります。

(1) ハイヤー契約

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（自動車、燃料、運転手込みで旅客を運送する事業の免許を受けた業者。以下「運送事業者」という。）と有償契約を締結する方法です。

公費で負担する金額は、1日1台64,500円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は、 $64,500円 \times 5日 = 322,500円$ となります。

【選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）の公費負担の流れ】



- ① 候補者と運送事業者が、有償契約を締結します。

契約書は参考様式1を参考に作成してください。

- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1号）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届出てください。

- ③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（様式第10号その1）を運送事業者に提出してください。
- ④ 運送事業者は、選挙の期日後速やかに村長あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収された候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。
- 請求は、請求書（ハイヤー、借入れ、燃料代、運転手）（様式第13号）に請求内訳書（ハイヤー契約）（別紙その1）と③の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添えて行ってください。
- ⑤ 請求書の内容を確認後、村長から運送事業者を経費を支払います。

（2）個別契約

選挙運動用自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用を個別に契約する方法です。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担の対象となりません。

i. 選挙運動用自動車の借入れ

有償契約を締結し、選挙運動用自動車を借入れるときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。

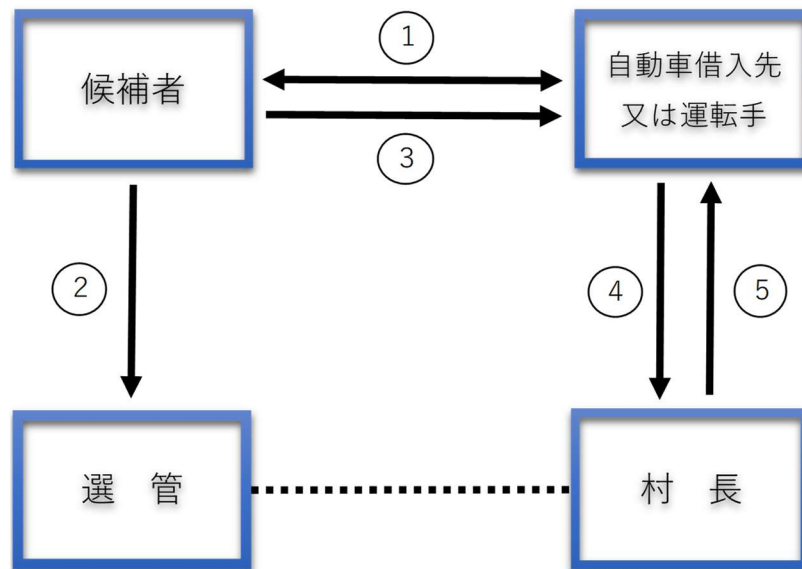
公費で負担する金額は、1日1台15,800円の範囲内で、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで使用した場合の公費負担の限度額は、 $15,800円 \times 5日 = 79,000円$ となります。

ii. 選挙運動用自動車の運転手の雇用

有償契約を締結し、選挙運動用自動車の運転手を雇用するときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。運転手個人との契約に限られ、法人との運転手の派遣契約によるものは公費負担の対象となりません。

公費で負担する金額は、1日1人12,500円の範囲内であり、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日まで雇用した場合の公費負担の限度額は、 $12,500円 \times 5日 = 62,500円$ となります。

【選挙運動用自動車の借入れ及び運転手の雇用の公費負担の流れ】



- ① 候補者は、選挙運動用自動車を借入れる場合は自動車の借入先と、選挙運動用自動車の運転手を雇用する場合は運転手と有償契約を締結します。

自動車の借入れの契約書は参考様式 2 を参考に作成してください。

運転手の雇用の契約書は参考様式 4 を参考に作成してください。

- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第 1 号）に次の書類を添えて選挙管理委員会に届け出てください。

自動車の借入れの場合 契約書の写し、自動車検査証

運転手の雇用の場合 契約書の写し

- ③ 候補者は、選挙運動用自動車を使用したとき、又は運転手を雇用したときは、次の書類を業者等に提出してください。

自動車の借入れの場合 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

（様式第 1 0 号その 1）

運転手の雇用の場合 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

（様式第 1 0 号その 3）

- ④ 契約業者等は、選挙の期日後速やかに村長あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収された候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。

請求は、請求書（ハイヤー、借入れ、燃料代、運転手）（様式第 1 3）に、③の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書と次の書類を添えて行ってください。

自動車の借入の場合 請求内訳書（自動車の借入れ）（別紙その２）

運転手の雇用の場合 請求内訳書（運転手）（別紙その２）

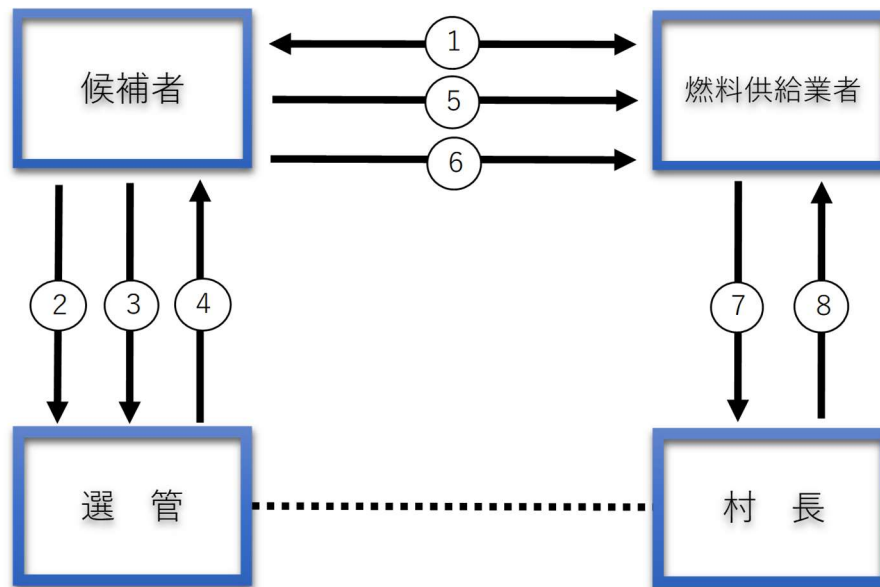
- ⑤ 請求書の内容を確認後、村長から契約相手方に経費を支払います。

iii. 選挙運動用自動車の燃料の供給

有償契約を締結し、選挙運動用自動車の燃料の供給を受けるときは、次の額の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に 7,560 円を乗じて得た金額（告示日に届け出た場合、7,560 円×5 日＝37,800 円）となります。

【選挙運動用自動車の燃料の供給の公費負担の流れ】



- ① 候補者は燃料供給業者と有償契約を締結します。

契約書は参考様式 3 を参考に作成してください。

- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）契約届出書（様式第 1 号）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。

- ③ 候補者は燃料供給業者ごとに自動車燃料代確認申請書（様式第 4 号）を選挙管理委員会に提出してください。

- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に確認書を交付します。

- ⑤ 候補者は、④で交付された確認書を燃料供給業者に提出してください。

- ⑥ 候補者は、燃料の供給を受けたときは、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（様式第10号その2）を燃料供給業者ごとに作成し業者に提出してください。
- また、燃料の供給を受けた日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず燃料供給業者から受領し、保管してください。
- ⑦ 燃料供給業者は、選挙の期日後、速やかに村長あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、村長に請求することができません。
- 請求は、請求書（ハイヤー、借入れ、燃料代、運転手）（様式第13）に請求内訳書（燃料代）（別紙その2）、⑥の候補者から提出された選挙運動用自動車使用証明書（燃料）、⑤の確認書、給油伝票の写しを添付して行ってください。
- ⑧ 請求書の内容を確認後、村長から燃料供給業者に経費を支払います。

7. 選挙運動用ビラの作成の公費負担

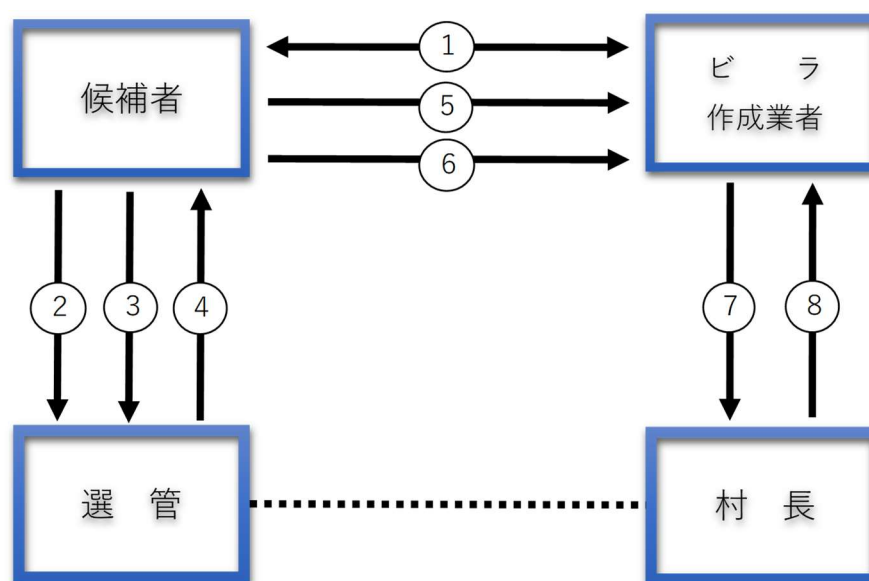
有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、ビラ1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）となりますが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア. 作成単価の限度 1枚あたり8円38銭

イ. 作成枚数の限度 選挙管理委員会に届出た2種類以内のビラ 5,000枚

【選挙運動用ビラの作成の公費負担の流れ】



- ① 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結します。

契約書は参考様式 5 を参考に作成してください。

- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）ビラ作成契約届出書（様式第 2 号）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするビラの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとにビラ作成枚数確認申請書（様式第 5 号）を選挙管理委員会に提出してください。
- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に確認書を交付します。
- ⑤ 候補者は、④で交付された確認書をビラ作成業者に提出してください。
- ⑥ 候補者は、ビラ作成証明書（様式第 1 1 号）をビラ作成業者に提出してください。
- ⑦ ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに村長あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、村長に請求することができません。

請求は、請求書（ビラの作成）（様式第 1 4 号）に請求内訳書（ビラの作成）（別紙）、⑤の確認書、⑥の候補者から提出されたビラ作成証明書及び納品を証する書類を添えて行ってください。

- ⑧ 請求書の内容を確認後、村長からビラ作成業者に経費を支払います。

8. 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担の対象となります。

公費で負担する金額は、ポスター 1 枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）となりますが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

ア. 作成単価の限度

次の計算式により求められる金額が単価の限度になります。

$$316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}$$

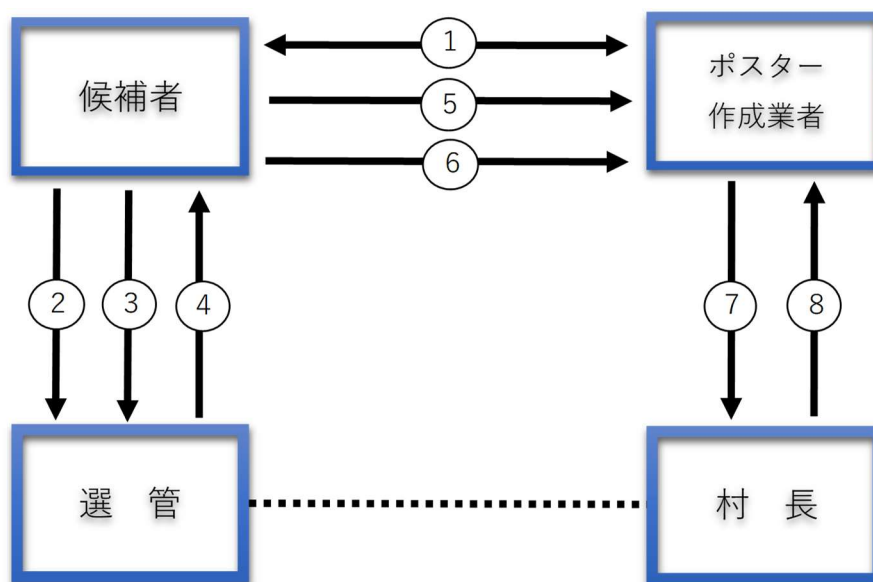
ポスター掲示場数

(参考) ポスター掲示場数が41ヶ所の場合の作成単価の限度 8,300円

イ. 作成枚数の限度

ポスター掲示場の数 (村内41ヶ所)

【選挙運動用ポスターの作成の公費負担の流れ】



- ① 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結します。
契約書は参考様式6を参考に作成してください。
- ② 候補者は、①の契約を締結した後、直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに）ポスター作成契約届出書（様式第3号）に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③ 候補者は、公費負担の適用を受けようとするポスターの作成について、公費負担の対象となる枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとにポスター作成枚数確認申請書（様式第6号）を選挙管理委員会に提出してください。
- ④ 選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に確認書を交付します。
- ⑤ 候補者は、④で交付された確認書をポスター作成業者に提出してください。
- ⑥ 候補者は、ポスター作成証明書（様式第12号）をポスター作成業者に提出してください。
- ⑦ ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに村長あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、村長に請求することができません。

請求は、請求書（ポスターの作成）（様式第 15 号）に請求内訳書（ポスターの作成）（別紙）、⑤の確認書、⑥の候補者から提出されたポスター作成証明書及び納品を証する書類を添えて行ってください。

⑧ 請求書の内容を確認後、村長からポスター作成業者に経費を支払います。

《 参考資料 》

○ 公費負担契約の印紙税法適用について

選挙運動 用自動車	ハイヤー契約		印紙税法別表第 1 1－4 運送に関する契約書 1 万円以上 10 万円以下のもの 200 円 10 万円超～ 50 万円以下 400 円 50 万円超～100 万円以下 1,000 円
	個別契約	自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は 3 ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、上記「印紙税法別表第 1 1－4 運送に関する契約書」に該当する
ビラの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円
ポスターの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円